

特別養護老人ホーム「やすらぎの里」建設設計業務に係る公募型プロポーザル質問回答書

No.	項目	質問内容	回答
1	実施要領 III2参加申込者の参加形態 ※協力事務所	「※ 協力事務所は、建築士法（昭和25年法律第202）第23条の規定による建築士事務所とします。」とありますが、設備設計事務所の場合、建築士がおらず、事務所登録をしていない場合も多々あります。そのような設備設計事務所は協力事務所に加えることはできないのでしょうか。	協力事務所は、建築士事務所登録を受けていることを要件としておりましたが、ご要望を受け、より多くの設備設計事務所から協力いただけるよう建築士事務所登録をしていない事業所（設備設計事務所）も協力事務所とすることを可とします。
2	実施要領 IV2 (3) 技術提案	技術提案を考える参考として、既存施設全般の平面図等がございましたら、いただきたいです。	紙ベースで、閲覧は可能（貸出不可）です。希望する場合は、技術提案書の提出期限に間に合うよう申し込んでください。
3	建設事業計画 3 現状と課題 (2) 設置事業	介護老人福祉設（老人福祉法 特別養護老人ホーム）定員100名とありますが、これは併設型空床型短期入所生活介護 定員20名を含めた定員数と考えてよろしいでしょうか。	現在は、介護老人福祉設（老人福祉法 特別養護老人ホーム）定員100名及び併設型空床型短期入所生活介護 定員20名の計120名で運営しています。 建替後は、4 設計条件の設定 (3) 施設の機能・想定規模等アで示すとおり、介護老人福祉設（老人福祉法 特別養護老人ホーム）、併設型空床型短期入所生活介護（特養の空所利用して実施）を合わせて定員100名を想定しています。
4	建設事業計画 4 設計条件の設定 (2) 建物の性能 【個別】	居室はユニット型（全個室）で一部、多床室としても利用できる機能を検討とありますが、多床室として利用できる居室の割合としてはどの程度と考えればよろしいでしょうか。	特に指定はありませんが、多床室として利用できる居室は全体の2割程度までと考えています。
5	建設事業計画 4 設計条件の設定 (2) 建物の性能 【個別】	その他で、職員（子・孫）、町民対象の病児、病後児保育の開設を検討とありますが、「対象施設」内と考えればよろしいでしょうか。 またその場合、規模や定員数、一体型か別棟でも良いか、条件等がございましたらご指示願います。	病児・病後児保育は、職員からの意見として記載しています。当該施設の開設は建設要件ではありません。
6	建設事業計画 4 設計条件の設定 (3) 施設の機能・想定規模	併設型空床型短期入所生活介護 は 特別養護老人ホームの空床を利用して実施とありますが、定員20名分のエリアを固定して設置する必要がありますでしょうか。	短期入所生活介護の定員は指定していませんが、最大でも現行の20名までと考えています。エリアを固定することも指定しませんが、感染症予防の対策は必要と考えています。
7	建設事業計画 4 設計条件の設定 (4) 屋外施設	移設の観音菩薩、記念碑、国旗掲揚ポール。植栽10本程度の移植について概ねの大きさと写真などの提供をお願いします。（配置計画のため）	移設物の大体の大きさが分かるようHPに写真を掲載します。植栽は移植ではなく新規設置を考えています。
8	用地図	①又は②のどちらかの計画地で提案すると考えていいでしょうか？	お見込のとおりです。
9	敷地と周辺レベル	周辺道路と敷地内及び隣地の高低差に配慮した提案とするため、レベル図が有りましたら提供をお願いします。	レベル図は、作成しておりません。
10	参加申込書・技術提案書 作成要領 1参加申込書 (2) 内容を証明する書類	『設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類』としてカッコ内にいくつかの具体例が示されていますが、どれか1種類をご提出すればよいと考えて宜しかったでしょうか？	作成要領に記載している内容を証明する書類は、参考として例示したものです。その全てが必要ではなく、どれか実績等を証明できる書類を添付してください。（例示以外でも証明できる書類可）

11	設計業務実績	サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームは老人福祉施設の実績に含まれるでしょうか。	老人福祉法に規定する老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設等）が実績の対象となります。サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームは含まれません。
12	設計業務実績	同じ社会福祉法人の建物で隣接した2つの敷地でそれぞれに特別養護老人ホームを設計した実績があります。2棟を合わせた面積で実績として記載してもよろしいでしょうか。	2棟の建設が同時期に単一事業として建築設計された場合は可とします。
13	実施要領Ⅲ2参加申込者の参加形態 ※協力事務所	協力事務所は建築事務所とする旨記載されています。電気及び機械分野の資格係数1.0の建築整備士は建築設計事務所登録の必要がありません。建築士事務所登録をしていない事業所を協力事務所としてもよろしいでしょうか。	No.1で回答したとおりです。
14	実施要領Ⅴ2 (3) 質問	1次審査選定後、技術提案書の作成に係る質問への受付期間を設けていただけないでしょうか。	ご要望どおり、質問受付期間を設定します。1次審査後選定されたプロポーザル提案者に案内させていただきます。